

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社C工場（以下「事業場」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からは、事業場のD室次長として就労していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの予定でE国に出張したところ、同月〇日の夜に慰労のための食事会が設けられ、酔った被災者は食事会の参加者に支えられて宿泊先のホテルの部屋に戻ったものの、翌朝、同部屋で倒れているところを現地関連会社の職員に発見され、救急車に同乗した医師により死亡が確認された。居住者死亡医学証明（推断）書には、死亡日「平成〇年〇月〇日」、死亡原因「来院前に死亡、突然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者が死亡に至った経緯をみると、E国の出張中に事業場関係者らとの食事会において飲食し、翌朝、ホテル内の自室において遺体となって発見されたというものであり、死因は、吐しゃ物を気管に詰まらせて窒息死したものと推定されている。

同食事会は、事業場の関係企業の職員らとの親睦及び情報交換を目的とされ、午後〇時過ぎから始まり、〇時間後の午後〇時過ぎには被災者が退席し、その〇時間後に終了して、2次会はなかったといった事情からみると、同食事会は出張中における仕事の一環であったと考えられる。E国における、仕事上の酒席が多い事情を踏まえ、当審査会は、飲酒を伴う同食事会への出席には業務遂行性があるものと判断する。

そして、被災者は、同食事会の途中で、参加者2名に両脇を抱えられてホテル内の自室に運ばれ、靴を脱がされ、寝かせられていることから、死因となった吐しゃ物は、同食事会での飲食が原因であると合理的に推認できる。

- (2) そこで、被災者の死亡について、業務起因性があるか否かを検討すると、以下のとおりである。

同食事会の参加者によると、被災者は当初よりテンションが高く、かなり早いペースで飲酒していたことから、同食事会の主催者であるF部長から〇度も注意を受けたとされており、他の参加者も被災者の飲酒のペースが速かったことについては気付いていたものと判断し得る。一定の仕事が終了し、翌日帰国するという状況の下、被災者が解放された気持ちになり、自己の限界以上に飲酒が進んだという可能性は否定できない。

同食事会に参加した職員が所属する関係企業のG会社について、請求人は、

監督署長が事実認定したような被災者所属事業場の子会社ではなく、あくまでも別会社であり、ビジネスパートナーであったと主張する。この点、仮に請求人の主張のとおり、事業場とG会社との関係がビジネスパートナーであったとしても、同食事会は取引先と交渉を行うがごとき緊張を強いられる場であったとは認められず、さらに、事業場のD室次長の地位にある被災者は、同食事会の中では「先生」と位置付けられる上位の立場にあり、飲酒を強要されるがごとき環境になかったことは明らかである。

- (3) 請求人は、被災者について、酒好きで一晩に相当量を飲んでいと述べ、事業場関係者らも、被災者は酒好きであったとの点について一致した申述をしており、これらを踏まえると、上記のような状況の下、被災者は、自らの選択と嗜好により過大な飲酒をしたものと判断せざるを得ない。

被災者は、E国への出張を少なくとも〇回程は経験しており、特に緊張するような事情もなかったものと推認されることも併せ考慮すると、同食事会において、アルコールを過剰に摂取した後に、吐しゃ物を気管に詰まらせるという事態を招いたことについて、業務に起因しているとは判断できないものである。

- (4) なお、請求人は、E国に出張中の労働者が、会食の場において過剰に飲酒し、死亡したことにつき、業務災害と認められた事件（平成26年3月19日東京地方裁判所判決（同裁判所平成24年（行ウ）第728号））があるとして、本件と同じであると主張するが、同事件は、職務上、相手方に好印象を持ってもらう必要があり、勧められるままに「乾杯」に応じざるを得なかったとの事情があったとされており、過剰な飲酒に至る背景事情が本件とは全く異なると判断すべきものであり、請求人の主張は認められない。

- (5) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。